

## 目次

### 告 示

○漁獲共済の契約締結の申込みについての同意成立の届出……………（水産振興課）…813

### 公 告

○特別保護地区指定の予定……………（みどり自然課）…814

○同……………（同）…同

## 告 示

### 山形県告示第605号

次の加入区に係る漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第2項の規定による漁獲共済に係る共済契約の締結の申込みをすることについての同意は、同項に規定する要件に適合すると認める。

令和8年8月14日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 (1) 加入区の名称  
酒田市宮野浦加入区
- (2) 加入区の区域及び漁業の区分
  - イ 加入区の区域 酒田市宮野浦の区域
  - ロ 漁業の区分 小型機船底びき網漁業
- 2 (1) 加入区の名称  
鶴岡市加茂加入区
- (2) 加入区の区域及び漁業の区分
  - イ 加入区の区域 鶴岡市湯野浜、宮沢、金沢、加茂、今泉及び油戸の区域
  - ロ 漁業の区分 総トン数10トン未満の漁船により刺網若しくははえ縄を使用して、又は釣りによって営む漁業を主とする漁業であって鶴岡市湯野浜、宮沢及び金沢の区域の者が営むもの
- 3 (1) 加入区の名称  
鶴岡市加茂加入区
- (2) 加入区の区域及び漁業の区分
  - イ 加入区の区域 鶴岡市湯野浜、宮沢、金沢、加茂、今泉及び油戸の区域
  - ロ 漁業の区分 小型機船底びき網漁業及び総トン数10トン未満の漁船により刺網若しくははえ縄を使用して、又は釣りによって営む漁業を主とする漁業であって鶴岡市油戸の区域の者が営むもの

## 公 告

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第1項の規定により、特別保護地区を次のとおり指定する予定である。

なお、関係書類は、環境エネルギー部みどり自然課及び村山総合支庁保健福祉環境部環境課において令和8年8月27日まで縦覧に供する。

令和8年8月14日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 名 称 御所山特別保護地区
- 2 区 域 縦覧に供する図面のとおり
- 3 存続期間 令和8年11月1日から令和18年10月31日まで
- 4 保護に関する指針の案

(1) 特別保護地区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

(2) 特別保護地区の指定目的

御所山鳥獣保護区は、御所山を中心とした区域で、溪谷や断崖等の急峻な地形も見られるほか、沼や湿原等も点在し、変化に富んだ地形になっている。この区域にはブナを主体とする森林が広がり、良好な森林生態系が形成されていて、ヤマネやホンドオコジョ等の小型獣類やニホンカモシカ、ツキノワグマといった大型獣類のほか、イヌワシ、クマタカ等の希少猛禽類の生息も確認されている。

特に現在特別保護地区に指定している区域は、植生の大半は、ブナ・チシマザサ群落となっているが、山頂付近にはミヤマナラ群落、稜線の一部にはキタゴヨウ・クロベ群落、斜面のところどころにはヒメヤシャブシ・タニウツギ群落が存在している。また、丹生川流域は沢が多く、水量も豊富で、鳥獣の良好な生息地となっている。

このため、当該区域は、御所山鳥獣保護区の中でも特に保護を図る必要がある区域であると認められることから、引き続き、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第29条第1項に規定する特別保護地区に指定し、当該区域に生息する鳥獣及びその生息地の保護を図るものである。

(3) 管理方針

イ 鳥獣保護管理員等による鳥獣のモニタリング調査等を通じて、区域内の鳥獣の生息状況の把握に努める。  
ロ 登山者等によるゴミの投げ捨て、たき火等による鳥獣の生息への影響等を防止するため、普及啓発活動や現場巡視等を実施し、区域内の良好な生息環境の維持に努め、鳥獣の安定的な生息に支障が及ぶことのないよう留意する。

ハ 農林業被害の発生状況の把握に努め、有害鳥獣捕獲の申請に対しては、被害等の実情を十分考慮して適切に対応する。

5 意見書の提出

当該区域の住民及び利害関係人は、1から4までの事項について意見書を提出することができる。

(1) 意見書の受付期間

令和8年8月14日から同月27日まで

(2) 意見書の提出先

環境エネルギー部みどり自然課又は村山総合支庁保健福祉環境部環境課

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第1項の規定により、特別保護地区を次のとおり指定する予定である。

なお、関係書類は、環境エネルギー部みどり自然課及び庄内総合支庁保健福祉環境部環境課において令和8年8月27日まで縦覧に供する。

令和8年8月14日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 名 称 摩耶山特別保護地区
- 2 区 域 縦覧に供する図面のとおり
- 3 存続期間 令和8年11月1日から令和18年10月31日まで

#### 4 保護に関する指針の案

##### (1) 特別保護地区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

##### (2) 特別保護地区の指定目的

摩耶山鳥獣保護区は摩耶山を中心とした区域で、東側は深い渓谷等急峻な地形となっているが、西側はなだらかな地形を示し、変化に富んだ地形となっている。この区域にはブナを主体とした森林が広がり、良好な森林生態系が形成されていて、小型獣類のヤマネやニホンカモシカ、ツキノワグマといった大型獣類のほか、イヌワシ、クマタカ等の希少猛禽類の生息も確認されている。

特に現在特別保護地区に指定している区域は、植生の大半は、ブナ・チシマザサ群落となっているが、山頂付近にはブナとともに亜高山植物が分布するほか、稜線の一部にはキタゴヨウクロベ群落、東側斜面にはヒメシャブ・シタニウツギ群落が存在する区域で、鳥獣の良好な生息地となっている。

このため、当該区域は、摩耶山鳥獣保護区の中でも特に保護を図る必要がある区域であると認められることから、引き続き、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第29条第1項に規定する特別保護地区に指定し、当該区域に生息する鳥獣及びその生息地の保護を図るものである。

##### (3) 管理方針

イ 鳥獣保護管理員等による鳥獣のモニタリング調査等を通じて、区域内の鳥獣の生息及び繁殖状況の把握に努める。

ロ 登山者等によるゴミの投げ捨て、たき火等による鳥獣の生息への影響等を防止するため、普及啓発活動や現場巡視等を実施し、区域内の良好な生息環境の維持に努め、鳥獣の安定的な生息に支障が及ぶことのないよう留意する。

ハ 農林業被害の発生状況の把握に努め、有害鳥獣捕獲の申請に対しては、被害等の実情を十分考慮して適切に対応する。

#### 5 意見書の提出

当該区域の住民及び利害関係人は、1から4までの事項について意見書を提出することができる。

##### (1) 意見書の受付期間

令和8年8月14日から同月27日まで

##### (2) 意見書の提出先

環境エネルギー部みどり自然課又は庄内総合支庁保健福祉環境部環境課

令和8年8月14日印刷  
令和8年8月14日発行

発行所 山形県庁  
発行人 山形県